

大分県内の特殊詐欺被害の状況（被害件数・被害額）

	被害件数	被害額（万円）
平成 27 年	226	43,455
平成 28 年	219	27,964
平成 29 年	237	26,160
平成 30 年	126	21,938
令和 元年	118	21,767

- 被害件数、被害額ともに減少傾向が続いていますが、被害額は毎年2億円を超える高い金額で推移しています。
- 被害者はすべての年代に広がっていますが、高齢者は1人あたりの被害額が大きくなる傾向があります。



大分県 特殊詐欺等被害防止条例

（令和2年4月1日施行）

「私は特殊詐欺のことをよく知ってるし、だまされない自信がある。」という方へ

- 特殊詐欺の被害に遭った方の約9割は「自分はだまされない。」と思っていました。
- 犯行グループは家族を心配したり、人に迷惑をかけたくないと考えたりする、ごく当たり前の気持ちを逆手に取り、巧妙に不安をあおり、だましてきます。
- 電話やメールでお金を要求されたら、落ち着いて、相手の言うままにすぐに行動せず、家族や警察等に相談しましょう。
- 電話をかけてきた相手に警告・録音する機能のある電話機は、被害防止に効果があります。購入を検討してみてくださいはいかがでしょうか。



「大分県安全・安心まちづくり条例」の一部を改正しました。

- 全国的に、登下校中の子ども達が犠牲になる事件が発生しています。行政機関や地域住民、保護者、学校関係者等が連携し、子ども達の安全対策に取り組んでいきましょう。
- 条例に基づき、通学路等の安全確保に関する指針を策定しました。県民の皆さんも、ウォーキングや買い物をしながら子ども達を見守る「ながら見守り」へのご協力や、不審者情報等を配信する県警の「まもめーる（アプリ）」の活用をお願いします。
- 子ども達自身が危険を予測し、回避できる能力を向上させるための「防犯教育の充実等」について規定しました。
- 県、県民、事業者等が連携、協力して、特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運を醸成することを規定しました。

条例の内容は、県の「安全・安心まちづくり推進本部」ホームページでご覧いただけます。

安全・安心まちづくり推進本部 🔍

オール大分で特殊詐欺等の 被害を防止しましょう！



お問い合わせ

大分県警察本部
生活安全部 生活安全企画課
TEL097-536-2131(代表) FAX097-537-2114

大分県生活環境部
県民生活・男女共同参画課
TEL097-534-2038 FAX097-534-0684

大分県教育庁
学校安全・安心支援課
TEL097-506-5544 FAX097-506-1800

大分県

大分県特殊詐欺等被害防止条例の概要

大分県内の特殊詐欺の被害は、年間**2**億円以上の高止まり状態が続いており、県、県民、事業者等が丸となって被害防止に取り組む必要があります。そこで県では、特殊詐欺等の被害防止に特化した「大分県特殊詐欺等被害防止条例」を制定し、「オール大分による総合的な対策」、「犯行拠点対策」、「架電先リスト対策」の3つの対策に取り組むこととしました。

オール大分による総合的な対策 (第1条～第14条)

総則 (責務等)

県

- 被害防止に関する施策の総合的・計画的な推進
- 市町村との連携及び市町村の取組への支援

県民

- 被害防止に関する知識及び理解を深める
- 県・市町村の施策への協力
- 自分自身、家族、ご近所等身近な人との間での注意喚起等

事業者

- 被害防止に関する知識及び理解を深める
- 県・市町村の施策への協力
- 県民の自主的な被害防止活動への協力
- 事業活動が特殊詐欺等に利用されないための措置
- 従業員に対する注意喚起

青少年の育成に携わるもの

- 青少年やその家族の被害防止
- 青少年が特殊詐欺等に加担しないための指導、助言等

被害の防止に関する基本的施策等

広報及び啓発	特殊詐欺等の被害防止のための広報・啓発	自主的活動の推進	県民や事業者、事業者団体による自主的な活動への支援	青少年の育成に携わるものに対する支援	情報提供等の支援
情報の提供	県民等に対する被害防止情報等の提供	県民等による通報等	だまされていると疑われる人を発見したときは警察官等に通報	被害者等への支援	情報提供や助言等の支援

犯行拠点 (アジト) 対策 (第15条～第18条)

※県内に犯行グループを入れないために、以下の規定を設けました。

建物の貸付けに係る措置等

- 誰であっても、県内に所有する建物が特殊詐欺等に利用されるおそれがあることを知りながら貸し付けてはいけません。
- 建物の貸付けをしようとする者 (大家さん等) は、契約の締結前に、誓約書により相手方に建物を特殊詐欺等に利用しないことの確認をしましょう。また、契約書に、建物の特殊詐欺等への利用が判明したときは、催告することなく契約を解除できる旨の特約を設けましょう。
- 代理・媒介業者 (不動産業者等) は、大家さん等に対して、これらの手続を助言しましょう。



旅館営業者等の営業に係る規制等

- 旅館営業者等は、客室が特殊詐欺等に利用されるおそれがあることを知りながら宿泊させてはなりません。また、宿泊施設が特殊詐欺等に利用されていることが判明したときは、宿泊サービスの契約解除を求めましょう。

架電先リスト (名簿) 対策 (第19条～第24条)

※犯行グループに県民の名簿を渡さないようにするため、以下の規定を設けました。

個人情報の提供に係る規制等

- 誰であっても、特殊詐欺等に利用されるおそれがあることを知りながら、名簿等の個人情報を第三者に提供してはいけません。特殊詐欺等の手助けとなる行為であり、皆さん一人ひとりが名簿等の適正な取扱いに十分注意し、名簿等が犯行グループに渡ることを防いでいきましょう。

個人データを第三者に提供する際の公的証明書での確認

- 特殊詐欺等に利用されるおそれのある個人データを第三者に提供するにあたり、個人情報保護法第25条第1項に規定される記録を作成する際は、偽名使用者や架空会社への提供を防止するため、原則として、提供相手の氏名等を運転免許証等の公的証明書で確認しなければなりません。
- 違反事業者に対しては、調査、勧告等を行い、正当な理由がないのに勧告に従わなかったときなどは、事業者名等を公表できることとしています。



「特殊詐欺等」ってどんな犯罪なの？

- うその名目を用いて、面識のない不特定の者を電話や郵便、電子メール、FAX等を使って対面することなくだましたうえ、現金やキャッシュカード、電子マネー利用権等をだまし取ったり、奪り取ったりするなどの行為をいいます。
- 代表的な手口として、「オレオレ詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金詐欺」「融資保証金詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」等があります。
- 電話で資産状況等を聴きだしたうえ、後日、強盗に押し入る「アポ電強盗」も含まれます。